

貸付申込時の添付書類の追加のお願い

平成27年10月1日から掛金及び給付額の算定基礎が、給料を基準に算定する「手当率制」から、実際に支給された基本給及び諸手当などを合算した報酬額を基礎とする「標準報酬制」に移行することとなりますが、組合員の皆さまが臨時に資金を必要とされたときに借受けることができる組合員貸付金の限度額につきましては、従前どおり給料(地方公務員等共済組合法第2条第1項第5号に規定する給料をいいます。)により算定を行うこととされております。

つきましては、平成27年10月以降、共済組合では組合員の給料額の確認ができなくなることから、新たに貸付申込みを行う場合は、添付書類と併せて直近の給料明細書又は発令通知書等(給料月額が確認できる書類)の写しを添付していただきますようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、貸付種類ごとの限度額及び添付書類につきましては、下記のとおりとなりますので、ご留意いただきますよう併せてお願いいたします。

記

1 貸付限度額計算式について

(1) 普通・災害家財・医療・入学・結婚・葬祭貸付

給料月額の6か月分以内で、1万円単位

最高限度額は医療貸付は100万円、医療貸付以外の貸付は200万円

(2) 住宅・災害住宅・災害再貸付

(ア) 計算式

下表1の組合員期間に応じた月数を給料月額に乗じた金額又は下表2の組合員期間に応じた最低保障額

表1

組合員期間	月数
1年以上 6年未満	7月
6年以上 11年未満	15月
11年以上 16年未満	22月
16年以上 20年未満	28月
20年以上 25年未満	43月
25年以上 30年未満	60月
30年以上	69月

表2

組合員期間	最低保障額
3年未満	1,000,000円
3年以上 7年未満	4,000,000円
7年以上 12年未満	7,000,000円
12年以上 17年未満	9,000,000円
17年以上	11,000,000円

※ 災害再貸付は、500,000円加算

(イ) 最高限度額

住宅、災害住宅貸付は18,000,000円、災害再貸付は19,000,000円

2 添付書類について

- (1) すべての貸付事由において、組合員の直近の給料明細書又は発令通知書等の給料月額が確認できる書類

(2) 普通貸付

見積書又は契約書(写)及び借入状況等申告書

(3) 住宅貸付

添付書類	貸付種別						
	新築	増改築	修理	宅地購入	住宅購入	土地付建物	マンション購入
借入状況等申告書	○	○	○	○	○	○	○
物件等の状況調書	○	○	○	○	○	○	○
工事請負契約書又は見積書	○	○	○				
売買契約書				○	○	○	○
平面図(マンション購入の場合は間取り図)	○	○	○		○	○	○
立面図	○	○	○		○	○	
建築物確認通知書又は建築工事届出済証明書	○	○	○			○	
土地の公図				○	○	○	○
購入物件の住宅地図				○	○	○	○
基礎工事完了後の写真	○	○	○			○	
現住所の賃貸借契約書又は住居移転の理由書	△			○	○	○	○

※ ○は必ず必要な書類、△は状況に応じて必要な書類

(4) 災害貸付

家財に被害を受けた場合	罹災証明書、災害物件の明細書、見積書、借入状況等申告書
住宅に被害を受けた場合	罹災証明書、災害物件の明細書、住宅貸付の新築と同様の書類、借入状況等申告書

(5) 特別貸付

医療貸付	医師の診断証明書、見積書又は領収書及び借入状況等申告書
入学貸付	合格通知書もしくは入学許可書、学校名の記載のある入学案内書(入学金又は授業料が確認できるもの)又は賃借契約書、続柄の確認書類及び借入状況等申告書。入学後に在学証明書
修学貸付	入学許可書(入学後に在学証明書)もしくは在学証明書、学校名の記載のある入学案内書(入学金又は授業料が確認できるもの)又は賃借契約書、続柄の確認書類及び借入状況等申告書
結婚貸付	見積書、結婚証明書(戸籍謄本)又は案内状及び借入状況等申告書
葬祭貸付	埋葬許可書、見積書、除籍謄本及び借入状況等申告書

(6) 在宅介護対応住宅貸付

要介護者に配慮した構造部分の工事見積書、平面図、立面図及び借入状況等申告書

(7) 高額医療貸付・出産貸付

貸付申込みを行う場合は、共済組合又は所属所共済組合事務担当者にお尋ねください。

※ 上記添付書類の他、必要に応じてその他の書類を提出していただく場合があります。

担 当：総務課貸付担当 小澤・河野
T E L：055-232-7311